久喜宮代衛生組合議会
令和４年第１回定例会
議案参考資料

【　目　次　】

１　令和４年度久喜宮代衛生組合一般会計当初予算（案）の概要　……　１

２　久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の
　一部改正について　……　１３

３　八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事概要　……　２３

令和４年度　久喜宮代衛生組合一般会計当初予算（案）の概要

１．歳入歳出予算総括

総額　　39.7億円　　（ 1.1% の増 ）

- ◆ 予算総額は、約4，250万円の増加
- ◆ 各清掃センターでは、計画的に修繕・改修を実施。過年度に実施した工事に係る公債費が償還開始により増額
- ◆ 八甫清掃センター・し尿処理施設において基幹的設備改良事業を実施（事業3年目・本格的工事着手）
- ◆ 八甫コミュニティセンターの大規模改修工事に着手（目標年度：令和8年度）（令和3年度に一部先行着手）
- ▼ ごみ搬入量の減少による手数料収入の減額
- ▼ 社会経済状況による市況変動により、財産収入（資源物売却等）が増額

【単位　千円】

科　目	R4	R3	増減	主な理由
1 分担金及び負担金	3,021,173	3,074,315	▲ 53,142	組合債収入の増
2 使用料及び手数料	282,915	293,360	▲ 10,445	事業系ごみ手数料の減
3 国庫支出金	16,729	5,507	11,222	循環型社会形成推進交付金（八甫し尿施設・基幹改良）
4 財産収入	50,892	32,771	18,121	市況変動⇒売却単価の増
5 繰入金	89,993	67,000	22,993	財源調整
6 繰越金	50,000	50,000	0	
7 諸収入	7,492	4,915	2,577	市況変動による有償入札拠出金収入の増
8 組合債	451,200	400,000	51,200	八甫し尿処理施設・基幹改良の実施による借入増
歳入合計	3,970,394	3,927,868	42,526	

科　目	R4	R3	増減	主な理由
1 議会費	2,682	2,627	55	議会視察研修宿泊（R3は中止）
2 総務費	111,142	107,178	3,964	
3 衛生費	3,512,307	3,512,981	▲ 674	（資料3ページ～ 歳出参照）
4 公債費	324,475	285,078	39,397	過年度借入分元金の据置期間終了　償還開始
5 諸支出金	4	4	0	（基金利子の積立て）
6 予備費	19,784	20,000	▲ 216	
歳出合計	3,970,394	3,927,868	42,526	

２．予算区分別

久喜市・宮代町からの組合負担金の基礎となる「予算区分」別の概要

【単位　千円】

区　分	内　容	R4	R3	増減	増減理由
共通経費	議会費、公平委員会費、監査委員費 組合全体の職員給与費、事務経費等	196,242	195,072	1,170	・総務部門の職員増 ・収集管理システムの更新
久喜宮代清掃センター	各清掃センター運営に係る、 職員給与費、光熱水費 普及啓発費、収集運搬費 施設管理運営費、塵芥処分費 公債費　など	1,867,375	1,819,602	47,773	・光熱水費（電気料）、燃料費の増 ・公債費（償還金）の増額
菖蒲清掃センター		586,212	593,053	▲ 6,841	・光熱水費（電気料）の増 ・ごみ処理施設機器修繕工事の減
八甫清掃センター		1,320,565	1,320,141	424	・し尿処理施設基幹的設備改良工事の本格的着手 ・ごみ処理施設機器修繕工事の減
合　計		3,970,394	3,927,868	42,526	

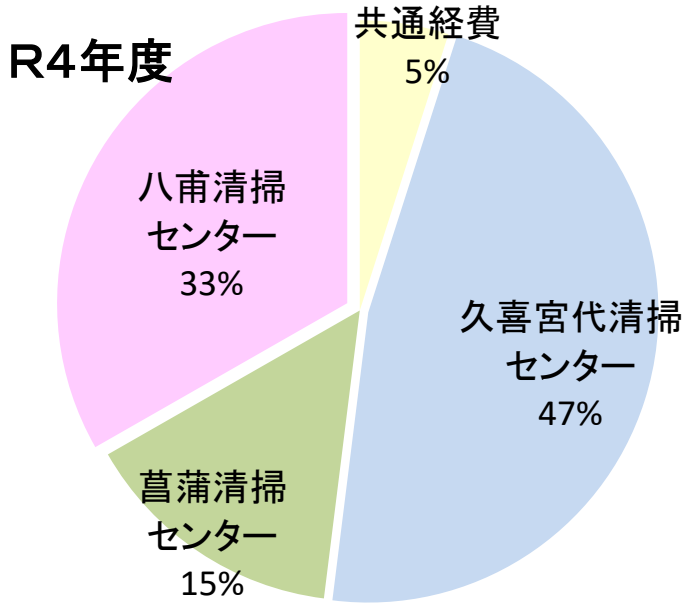

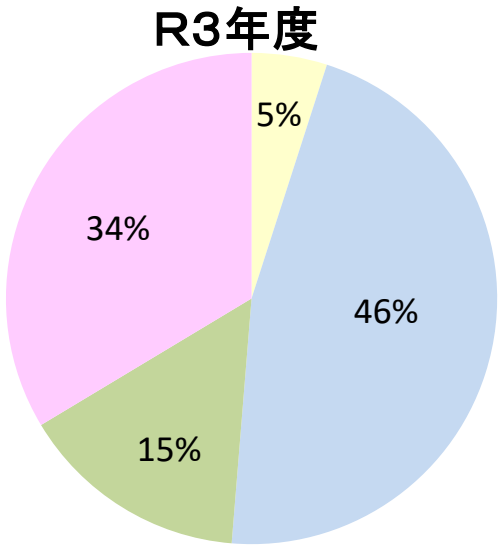

３．歳入

（１）負担金

財産収入（資源物売払い価格）の減少
過去の改修工事財源に係る公債費（元金償還費）の増加

R3負担金から、「処理量割」の導入

区分	R4（当初予算）	R3（当初予算）
久喜市	49，958トン	49,507トン
菖蒲・八甫	29,104トン	28,919トン
久喜宮代	20,854トン（64.57%）	20,588トン（64.86%）
宮代町	11,445トン（35.43%）	11,155トン（35.14%）

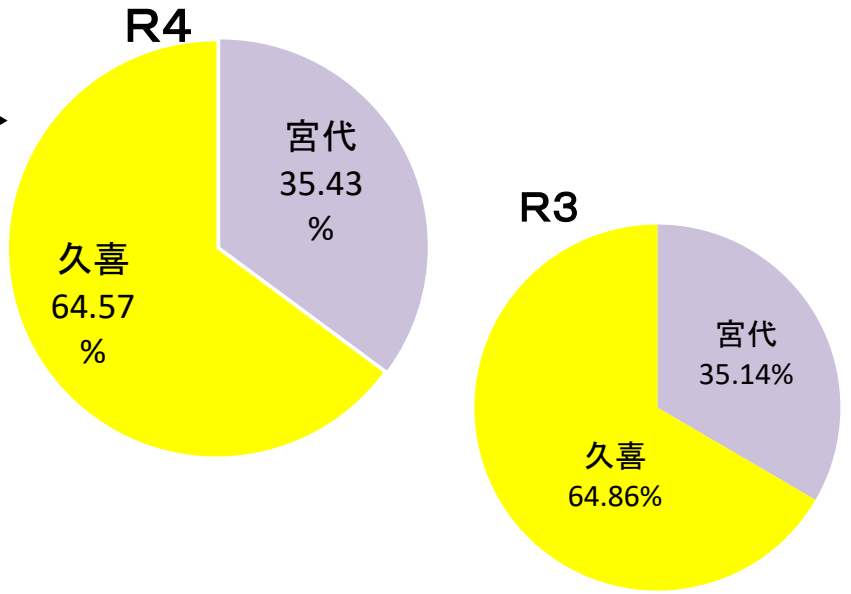

	R4	R3	増減
久喜市			
共通経費	1.5億円	1.5億円	0.00億円
久喜宮代	8.8億円	8.7億円	0.10億円
菖蒲	3.5億円	3.5億円	0.00億円
八甫	10.8億円	11.6億円	▲ 0.8億円
宮代町			
共通経費	0.4億円	0.4億円	0.00億円
久喜宮代	5.2億円	5.0億円	0.20億円

（２）手数料

ごみ…事業系廃棄物搬入量の減、粗大ごみ手数料の増
し尿…前年同等

	R4	R3	増減	備考
ごみ				
久喜宮代	1.4億円	1.4億円	0.00億円	
菖蒲	0.5億円	0.5億円	0.00億円	
八甫	0.8億円	0.8億円	0.00億円	
し尿				
久喜宮代	876万円	881万円	▲ 5万円	
八甫	286万円	264万円	22万円	

（３）財産収入

資源物売払価格の増

	R4	R3	増減	備考
久喜宮代	4,109万円	2,289万円	1,820万円	
菖蒲	494万円	299万円	195万円	
八甫	486万円	689万円	▲ 203万円	

【単価比較】

品目	令和3年度		令和4年度
新聞	@3,500円／t	⇒	@4,500円／t
雑誌・ざつがみ	@1,500円／t	⇒	@1,500円／t
段ボール	@2,500円／t	⇒	@3,500円／t
ペットボトル	@6,000円／t	⇒	@15,000円／t

４．歳出

（１）収集業務

全体として、人件費上昇による費用増の傾向があるが　大きな増減なし

	R4	R3	増減	備考
ごみ				
久喜宮代	4.4億円	4.4億円	0.00億円	
菖蒲	1.2億円	1.2億円	0.00億円	
八甫	3.7億円	3.7億円	0.00億円	
し尿	0.1億円	0.1億円	0.00億円	

（２）施設管理

修繕工事事業量等による増減（各センター）

八甫清掃センターし尿処理施設 基幹的整備改良事業（3年目 64,440千円）※

	R4	R3	増減	備考
ごみ				
久喜宮代	6.1億円	6.1億円	0.0億円	
菖蒲	3.2億円	3.5億円	▲ 0.3億円	
八甫	4.9億円	5.2億円	▲ 0.3億円	
し尿				
久喜宮代	1.4億円	1.4億円	0.00億円	
八甫	1.7億円	1.3億円	0.40億円	※

焼却施設・粗大ごみ 修繕計画(H30-R8)

※施設管理包括委託業務で行う定期修繕工事含む

令和8年度までの修繕計画を策定中

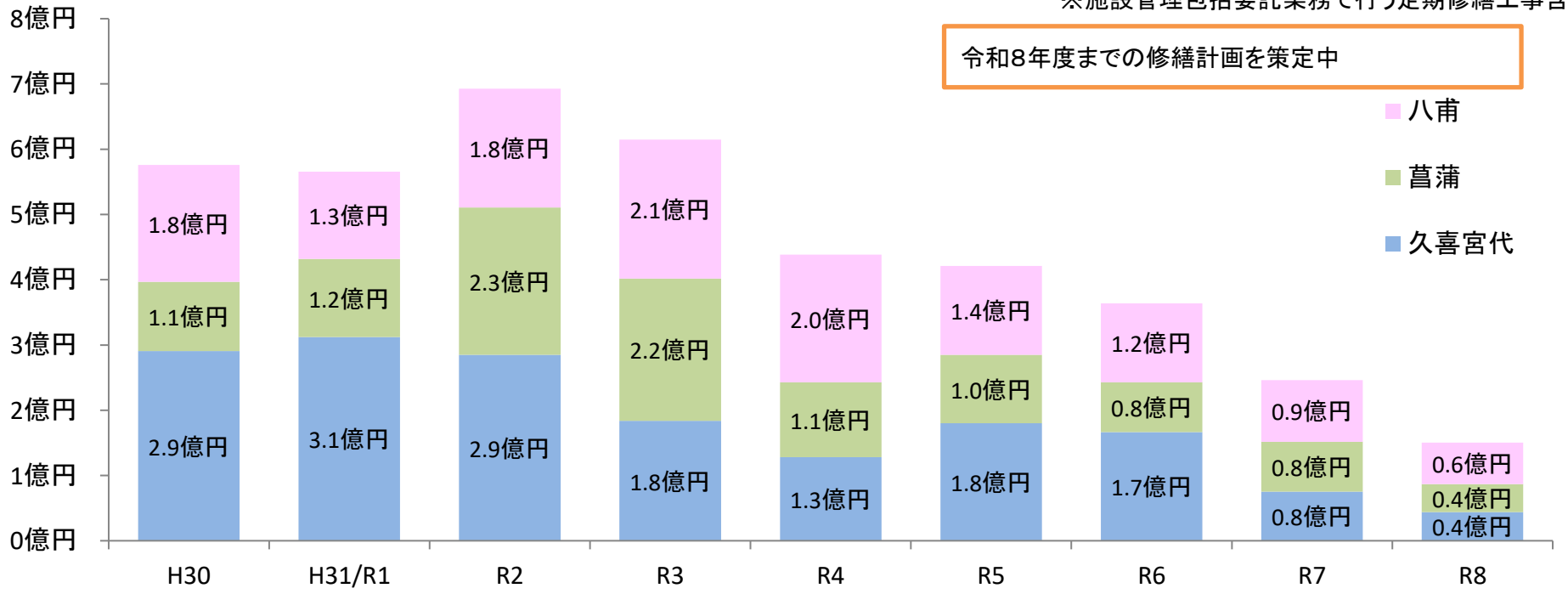

（３）塵芥処分

人件費上昇等により廃棄物再資源化委託料が増加傾向にあるが大きな増減なし

	R4	R3	増減	備　考
久喜宮代	1.8億円	1.8億円	0.00億円	
菖蒲	0.5億円	0.5億円	0.00億円	
八甫	0.9億円	0.9億円	0.00億円	

５．地方債の状況

【単位：千円】

	令和3年度末残高（見込み） a	令和4年度借入れ（予算） b	令和4年度償還元金（予算） c	令和4年度末残高（見込み） a＋b－c
久喜宮代清掃センター 分	911,100	214,200	257,670	867,630
菖蒲清掃センター 分	241,000	158,100	18,260	380,840
八甫清掃センター 分	106,000	78,900	47,255	137,645
合　計	1,258,100	451,200	323,185	1,386,115

令和４年度　久喜宮代衛生組合当初予算（案）の概要（歳入）

単位：千円

歳　入　科　目	所管	令和４年度 要　　求 A	令和３年度 当初予算 B	比　較 増減額 A-B	特徴、増減理由等
1 分担金及び負担金		3,021,173	3,074,315	▲ 53,142	
負担金		3,021,173	3,074,315	▲ 53,142	
組合負担金		3,021,173	3,074,315	▲ 53,142	
組合負担金		3,021,173	3,074,315	▲ 53,142	
久喜市（組合共通経費分）	総務課	148,852	149,014	▲ 162	
久喜市（久喜宮代清掃センター分）	総務課	881,786	871,566	10,220	
久喜市（菖蒲清掃センター分）	総務課	353,192	348,397	4,795	
久喜市（八甫清掃センター分）	総務課	1,080,538	1,160,665	▲ 80,127	
宮代町（組合共通経費分）	総務課	41,437	40,934	503	
宮代町（久喜宮代清掃センター分）	総務課	515,368	503,739	11,629	
2 使用料及び手数料		282,915	293,360	▲ 10,445	
使用料		534	533	1	
総務使用料		534	533	1	
行政財産使用料		534	533	1	
自動販売機使用料（久喜宮代）	総務課	427	428	▲ 1	
自動販売機使用料（菖蒲）	総務課	31	31	0	
自動販売機使用料（八甫）	総務課	53	51	2	
電柱占有料（久喜宮代）	総務課	8	8	0	
電柱占有料（菖蒲）	総務課	2	2	0	
電柱占有料（八甫）	総務課	13	13	0	
手数料		282,381	292,827	▲ 10,446	
塵芥処理手数料		270,734	281,215	▲ 10,481	
現年度分		232,626	246,931	▲ 14,305	
現年度分（久喜宮代）	業務課	117,654	124,116	▲ 6,462	事業系ごみ　(R3)458,700kg/月　⇒　(R4)433,630kg/月　▲25,070kg/月
現年度分（菖蒲）	業務課	46,464	50,767	▲ 4,303	事業系ごみ　(R3)188,000kg/月　⇒　(R4)172,000kg/月　▲16,000kg/月
現年度分（八甫）	業務課	68,508	72,048	▲ 3,540	事業系ごみ　(R3)269,330kg/月　⇒　(R4)255,670kg/月　▲13,660kg/月
滞納繰越分		0	6	▲ 6	
滞納繰越分（久喜宮代）		0	6	▲ 6	
死亡犬猫等取扱手数料		158	181	▲ 23	
死亡犬猫等取扱手数料（久喜宮代）	業務課	147	170	▲ 23	
死亡犬猫等取扱手数料（菖蒲）	業務課	2	2	0	
死亡犬猫等取扱手数料（八甫）	業務課	9	9	0	

令和４年度　久喜宮代衛生組合当初予算（案）の概要（歳入）

単位：千円

歳　入　科　目	所管	令和４年度 要　　求 A	令和３年度 当初予算 B	比　較 増減額 A-B	特徴、増減理由等
粗大ごみ処理手数料		37,950	34,097	3,853	
粗大ごみ処理手数料（久喜宮代）	業務課	20,900	19,250	1,650	粗大処理券の販売見込み　(R3)35,000枚　⇒　(R4)38,000枚　増3,000枚
粗大ごみ処理手数料（菖蒲）	業務課	3,300	2,750	550	粗大処理券の販売見込み　(R3)　5,000枚　⇒　(R4)　6,000枚　増1,000枚
粗大ごみ処理手数料（八甫）	業務課	13,750	12,097	1,653	粗大処理券の販売見込み　(R3)21,996枚　⇒　(R4)25,000枚　増3,004枚
し尿処理手数料		11,620	11,447	173	
現年度分		11,611	11,440	171	
現年度分（久喜宮代）	業務課	8,751	8,800	▲ 49	
現年度分（八甫）	業務課	2,860	2,640	220	処理量　(R3)12,000kl　⇒　(R4)13,000kl　増1,000kl
滞納繰越分		9	7	2	
滞納繰越分（久喜宮代）		9	7	2	
許可申請手数料	業務課	27	165	▲ 138	
許可申請手数料	業務課	27	165	▲ 138	
許可申請手数料（久喜宮代）		27	165	▲ 138	
3 国庫支出金		16,729	5,507	11,222	
国庫補助金		16,729	5,507	11,222	
衛生費国庫補助金		16,729	5,507	11,222	
清掃費補助金		16,729	5,507	11,222	
循環型社会形成推進交付金	施設課	16,729	5,507	11,222	八甫清掃センターし尿処理施設基幹改修事業
4 財産収入		50,892	32,771	18,121	
財産売払収入		50,888	32,767	18,121	
物品売払収入		50,888	32,767	18,121	
物品売払代金		50,888	32,767	18,121	
資源回収物売却（久喜宮代）	業務課	39,594	21,383	18,211	収集量・市況変動による売却価格の増減　R4は売却単価　⇒　増
資源回収物売却（菖蒲）	業務課	4,871	2,908	1,963	〃
資源回収物売却（八甫）	業務課	2,824	2,272	552	〃
金属類売却（久喜宮代）	施設課	722	732	▲ 10	処理量・市況変動による売却単価の増減
金属類売却（菖蒲）	施設課	13	26	▲ 13	〃
金属類売却（八甫）	施設課	1,759	4,341	▲ 2,582	〃
廃自転車類売却（久喜宮代）	施設課	770	770	0	売却台数　(R3)1,400台　⇒　(R4)1,400台　※同数
廃自転車類売却（菖蒲）	施設課	55	55	0	売却台数　(R3)　100台　⇒　(R4)　100台　※同数
廃自転車類売却（八甫）	施設課	280	280	0	売却台数　(R3)　510台　⇒　(R4)　510台　※同数
小型家電リサイクル（久喜宮代）	施設課	0	0	0	
小型家電リサイクル（菖蒲）	施設課	0	0	0	
小型家電リサイクル（八甫）	施設課	0	0	0	

令和４年度　久喜宮代衛生組合当初予算（案）の概要（歳入）

単位：千円

歳　入　科　目	所管	令和４年度 要　　求 A	令和３年度 当初予算 B	比　較 増減額 A-B	特徴、増減理由等
財産運用収入		4	4	0	
利子及び配当金		4	4	0	
利子及び配当金		4	4	0	
財政調整基金利子（共通）	総務課	1	1	0	科目設定
財政調整基金利子（久喜宮代）	総務課	1	1	0	〃
財政調整基金利子（菖蒲）	総務課	1	1	0	〃
財政調整基金利子（八甫）	総務課	1	1	0	〃
5 繰入金		89,993	67,000	22,993	
基金繰入金		89,993	67,000	22,993	
財政調整基金繰入金		89,993	67,000	22,993	
財政調整基金繰入金		89,993	67,000	22,993	
財政調整基金繰入金（共通）	総務課	2,830	3,000	▲ 170	令和３年度末残高見通し額のほぼ全てを見込む。
財政調整基金繰入金（久喜宮代）	総務課	43,510	36,000	7,510	〃
財政調整基金繰入金（菖蒲）	総務課	14,057	12,000	2,057	〃
財政調整基金繰入金（八甫）	総務課	29,596	16,000	13,596	〃
6 繰越金		50,000	50,000	0	
繰越金		50,000	50,000	0	
繰越金		50,000	50,000	0	
繰越金		50,000	50,000	0	
繰越金（共通）	総務課	3,000	2,000	1,000	繰越金全体で5,000万円を見込む。
繰越金（久喜宮代）	総務課	23,000	24,000	▲ 1,000	〃
繰越金（菖蒲）	総務課	6,000	8,000	▲ 2,000	〃
繰越金（八甫）	総務課	18,000	16,000	2,000	〃

令和４年度　久喜宮代衛生組合当初予算（案）の概要（歳入）

単位：千円

歳　入　科　目	所管	令和４年度 要　　求 A	令和３年度 当初予算 B	比　較 増減額 A-B	特徴、増減理由等
7 諸収入		7,492	4,915	2,577	
組合預金利子		1	1	0	
組合預金利子		1	1	0	
預金利子		1	1	0	
預金利子	総務課	1	1	0	
雑入		7,491	4,914	2,577	
雑入		7,491	4,914	2,577	
雑入		7,491	4,914	2,577	
全国市長会個人年金制度運営費	総務課	11	11	0	
全国市長会任意共済制度事務費	総務課	38	38	0	
全国都市職員災害共済支部事務費	総務課	2	3	▲ 1	
有料広告掲載料	業務課	70	70	0	
雇用保険料戻入金（久喜宮代職員）	総務課	81	53	28	
雇用保険料戻入金（菖蒲職員）	総務課	4	4	0	
雇用保険料戻入金（八甫職員）	総務課	10	4	6	
駐車場協力金（久喜宮代）	総務課	420	408	12	
駐車場協力金（菖蒲）	総務課	120	132	▲ 12	
駐車場協力金（八甫）	総務課	228	228	0	
再商品化合理化拠出金（久喜宮代）	業務課	0	0	0	（拠出金の発生見通しゼロ）
再商品化合理化拠出金（菖蒲）	業務課	0	0	0	〃
再商品化合理化拠出金（八甫）	業務課	0	0	0	〃
ペットボトル有償入札拠出金（八甫）	業務課	6,507	3,963	2,544	拠出金単価の増減　(R3)23,455円 ⇒ (R4)38,280円 増14,825円
8 組合債		451,200	400,000	51,200	
組合債		451,200	400,000	51,200	
衛生債		451,200	400,000	51,200	
清掃債		451,200	400,000	51,200	
ごみ焼却施設整備事業債（久喜宮代）	総務課	159,800	184,000	▲ 24,200	充当率97%
粗大ごみ処理施設整備事業債（久喜宮代）	総務課	54,400	24,000	30,400	充当率96%
ごみ処理施設整備事業債（菖蒲）	総務課	158,100	168,000	▲ 9,900	充当率75%
粗大ごみ処理施設整備事業債（八甫）	総務課	38,100	24,000	14,100	充当率75%
し尿処理施設整備事業債（八甫）	総務課	40,800	0	40,800	充当率90%
合　　計		3,970,394	3,927,868	42,526	

令和４年度　久喜宮代衛生組合当初予算（案）の概要（歳出）

単位:千円

事業名	所管	令和４年度 要求 A	令和３年度 当初予算 B	比較 増減額 A-B	特徴、増減理由等
1 議会費		2,682	2,627	55	
1 議会費		2,682	2,627	55	
1 議会費		2,682	2,627	55	
(1)議会運営事業	総務課	2,682	2,627	55	議会視察研修（宿泊）を見込む。
2 総務費		111,142	107,178	3,964	
1 総務管理費		110,950	106,986	3,964	
1 一般管理費		86,552	82,559	3,993	
(1)職員給与費（共通・総務課）	総務課	63,780	57,160	6,620	令和３年度の人事配置により積算
(2)一般事務管理事業（共通）	総務課	17,399	18,087	▲ 688	
(3)一般事務管理事業（久喜宮代）	総務課	2,645	2,698	▲ 53	
(4)一般事務管理事業（菖蒲）	総務課	460	391	69	
(5)一般事務管理事業（八甫）	総務課	468	372	96	
▲ 周辺地区環境整備事業（久喜宮代）	総務課	0	2,051	▲ 2,051	補助事業の終了（～R3）
(6)周辺地区環境整備事業（八甫）	八甫セ	1,800	1,800	0	
2 財産管理費		24,372	24,401	▲ 29	
(1)庁舎等管理事業（久喜宮代）	総務課	13,223	10,004	3,219	久喜宮代清掃センター浄化槽設置工事設計委託（新） 4,620千円
(2)庁舎等管理事業（菖蒲）	総務課	2,570	2,549	21	
(3)庁舎等管理事業（八甫）	総務課	4,033	4,026	7	
(4)八甫コミュニティセンター管理事業	総務課	829	5,558	▲ 4,729	トイレ改修工事(R3)の終了
(5)八甫コミュニティセンター大規模改修事業	総務課	1,379	0	1,379	(新規事業) 屋根・外壁改修工事設計業務委託 1,379千円
(5)庁用車管理事業（久喜宮代）	総務課	1,296	1,190	106	
(6)庁用車管理事業（菖蒲）	総務課	522	524	▲ 2	
(7)庁用車管理事業（八甫）	総務課	520	550	▲ 30	
3 公平委員会費		26	26	0	
(1)公平委員会費	総務課	26	26	0	（委員報酬）
2 監査委員費		192	192	0	
1 監査委員費			192	▲ 192	
(1)監査委員費	総務課	192	192	0	（委員報酬）
3 衛生費		3,512,307	3,512,981	▲ 674	
1 清掃費		3,512,307	3,512,981	▲ 674	
1 清掃総務費		510,223	498,549	11,674	
(1)職員給与費（共通・業務課施設課）	総務課	88,840	101,336	▲ 12,496	令和３年度の人事配置により積算
(2)職員給与費（久喜宮代）	総務課	60,397	67,348	▲ 6,951	〃
(3)職員給与費（菖蒲）	総務課	26,096	26,180	▲ 84	〃
(4)職員給与費（八甫）	総務課	22,512	26,440	▲ 3,928	〃

令和４年度　久喜宮代衛生組合当初予算（案）の概要（歳出）

単位:千円

事業名	所管	令和４年度 要求 A	令和３年度 当初予算 B	比較 増減額 A-B	特徴、増減理由等
(5)清掃一般事務管理事業（共通）	総務課	3,806	3,341	465	市町村総合事務組合負担金 (R3)3,247千円 ⇒ (R4)3,667千円 増420千円
(6)清掃一般事務管理事業（久喜宮代）	総務課	101,872	90,081	11,791	光熱水費 (R3)84,579千円 ⇒ (R4)91,273千円 増6,694千円 市町村総合事務組合特別負担金 (R4)6,167千円 皆増
(7)清掃一般事務管理事業（菖蒲）	総務課	37,665	34,097	3,568	光熱水費 (R3)34,003千円 ⇒ (R4)37,570千円 増3,567千円
(8)清掃一般事務管理事業（八甫）	総務課	98,093	88,004	10,089	光熱水費 (R3)86,817千円 ⇒ (R4)96,892千円 増10,075千円
(9)清掃業務運営事業（共通）	業務課	15,329	6,598	8,731	収集管理システム更新
(10)清掃業務運営事業（久喜宮代）	業務課	10,445	10,523	▲ 78	
(11)清掃業務運営事業（菖蒲）	業務課	3,504	3,400	104	
(12)清掃業務運営事業（八甫）	業務課	3,504	3,400	104	
(13)企画政策・統計事業	業務課	3,403	4,704	▲ 1,301	広報紙（衛生組合だより）のスリム化
(14)減量推進事業（久喜宮代）	業務課	15,863	15,771	92	生ごみ処理機補助金 (R3)1,112千円 ⇒ (R4)1,413千円 増301千円
(15)減量推進事業（菖蒲）	業務課	4,320	4,087	233	生ごみ処理機補助金 (R3) 126千円 ⇒ (R4) 261千円 増135千円
(16)減量推進事業（八甫）	業務課	14,034	13,239	795	生ごみ処理機補助金 (R3) 633千円 ⇒ (R4) 674千円 増 41千円 資源集団回収報償金 (R3)6,364千円 ⇒ (R4)7,076千円 増712千円
2 塵芥処理費		2,677,331	2,727,513	▲ 50,182	
(1)塵芥収集料金事業（久喜宮代）	業務課	441,111	440,031	1,080	
(2)塵芥収集料金事業（菖蒲）	菖蒲セ	122,904	122,815	89	人件費上昇等による収集業務委託料の増
(3)塵芥収集料金事業（八甫）	八甫セ	374,394	365,566	8,828	
(4)ごみ処理施設管理運営事業（久喜宮代）	施設課	610,764	612,319	▲ 1,555	燃料費 (R3)11,014千円 ⇒ (R4)15,131千円 増4,117千円 ごみ処理施設運転管理業務委託 (R3)203,808千円 ⇒ (R4)192,720千円 ▲11,088千円 ごみ焼却施設機器修繕工事 (R3)190,190千円 ⇒ (R4)165,152千円 ▲25,038千円 粗大ごみ処理施設機器修繕工事 (R3)24,767千円 ⇒ (R4)56,595千円 増31,828千円
(5)ごみ処理施設管理運営事業（菖蒲）	施設課	319,202	349,315	▲ 30,113	ごみ処理施設運転管理業務委託 (R3)81,444千円 ⇒ (R4)79,926千円 ▲1,518千円 ごみ焼却施設機器修繕工事 (R3)239,800千円 ⇒ (R4)210,925千円 ▲28,875千円
(6)ごみ処理施設管理運営事業（八甫）	施設課	488,180	522,257	▲ 34,077	燃料費 (R3)7,764千円 ⇒ (R4)9,090千円 増1,326千円 ごみ処理施設運転管理業務委託 (R3)443,784千円 ⇒ (R4)390,720千円 ▲53,064千円 粗大ごみ処理施設機器修繕工事 (R3)33,949千円 ⇒ (R4)50,845千円 増16,896千円
(7)塵芥処分事業（久喜宮代）	施設課	182,608	178,732	3,876	人件費上昇等による処分業務委託料の増

令和４年度　久喜宮代衛生組合当初予算（案）の概要（歳出）

単位:千円

事業名	所管	令和４年度 要求 A	令和３年度 当初予算 B	比較 増減額 A-B	特徴、増減理由等
(8)塵芥処分事業（菖蒲）	施設課	47,303	46,548	755	〃
(9)塵芥処分事業（八甫）	施設課	90,865	89,930	935	〃
3 し尿処理費		324,753	286,919	37,834	
(1)し尿収集料金事業（久喜宮代）	業務課	14,215	14,301	▲ 86	
(2)し尿処理施設管理運営事業（久喜宮代）	施設課	144,522	144,156	366	
(3)し尿処理施設管理運営事業（八甫）	施設課	101,576	111,940	▲ 10,364	し尿処理施設運転管理業務委託 (R3)105,534千円 ⇒ (R4)96,360千円　▲9,174千円
(4)し尿処理施設基幹的設備改良事業（八甫）	施設課	64,440	16,522	47,918	事業年度　令和２年度～令和５年度 改良工事に係る施工等監理業務委託　2,411千円 し尿処理施設基幹的設備改良工事　62,029千円
4 公債費		324,475	285,078	39,397	
1 公債費		324,475	285,078	39,397	
1 元金		323,185	284,000	39,185	
(1)元金（久喜宮代）	総務課	257,670	220,250	37,420	
(2)元金（菖蒲）	総務課	18,260	0	18,260	
(3)元金（八甫）	総務課	47,255	63,750	▲ 16,495	
2 利子		1,290	1,078	212	
(1)利子（久喜宮代）	総務課	803	846	▲ 43	
(2)利子（菖蒲）	総務課	405	86	319	
(3)利子（八甫）	総務課	82	146	▲ 64	
5 諸支出金		4	4	0	
1 基金費		4	4	0	
1 財政調整基金費		4	4	0	
(1)財政調整基金積立事業（共通）	総務課	1	1	0	（利子積立て）
(2)財政調整基金積立事業（久喜宮代）	総務課	1	1	0	〃
(3)財政調整基金積立事業（菖蒲）	総務課	1	1	0	〃
(4)財政調整基金積立事業（八甫）	総務課	1	1	0	〃
6 予備費		19,784	20,000	▲ 216	
1 予備費		19,784	20,000	▲ 216	
1 予備費		19,784	20,000	▲ 216	
(1)予備費（共通）	総務課	784	1,000	▲ 216	（予算額に応じて計上　全体で19,784千円を計上）
(2)予備費（久喜宮代）	総務課	9,400	9,300	100	〃
(3)予備費（菖蒲）	総務課	3,000	3,000	0	〃
(4)予備費（八甫）	総務課	6,600	6,700	▲ 100	〃
合　計		3,970,394	3,927,868	42,526	

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部改正について

1　主旨

職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための休暇に係る所要の改正を行います。

2　主な内容

(1) 職員の病気休暇について、結核性疾患の定めを削除する。

(2) 職員の特別休暇について、不妊治療のための休暇を設ける。

3　関係規則の改廃

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

（別紙案のとおり）

○非常勤職員（会計年度任用職員）の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための休暇に係る所要の改正

・配偶者出産休暇・育児休暇のための休暇の新設（有給）

・産前・産後休暇の有給化

（案）

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成１４年久喜宮代衛生組合規則第４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第５条第１項」を「前条第１項」に改める。

第１４条の３第２項第２号中「。以下「育休条例」という。」を削る。

第２２条第２項中「条例第１５条第２項第２２号」を「条例第１５条第２項第２３号」に改める。

第２２条の次に次の１条を加える。

（不妊治療のための休暇）

第２２条の２　条例第１５条第２項第１号の衛生組合規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

第２３条中「条例第１５条第２項第１７号イ」を「条例第１５条第２項第２０号イ」に改める。

第２６条中「条例第１５条第２項第１号」を「条例第１５条第２項第２号」に改める。

第２９条第２項中「条例第１５条第２項第１号」を「条例第１５条第２項第２号」に、「女子職員」を「女性職員」に改める。

第３４条第１項第２号中「前項」を「前号」に改める。

第３５条第１項第９号を同項第１３号とし、第８号中「条例第１５条第２項第２１号」を「条例第１５条第２項第２２号」に改め、同号を同項第１２号とし、第７号中「条例第１５条第２項第２０号」を「条例第１５条第２項第２１号」に改め、同号を同項第１１号とし、第６号中「条例第１５条第２項第１７号」を「条例第１５条第２項第１８号」に改め、同号を同項第１０号とし、第５号中「条例第１５条第２項第１６号」を「条例第１５条第２項第１７号」に改め、同号を同項第９号とし、第４

号中「条例第１５条第２項第１５号」を「条例第１５条第２項第１６号」に改め、同号を同項第８号とし、第３号中「条例第１５条第２項第１４号」を「条例第１５条第２項第１５号」に改め、同号を同項第７号とし、第２号中「条例第１５条第２項第１２号」を「条例第１５条第２項第１３号」に改め、同号を同項第６号とし、同号の前に次の２号を加える。

(4) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号について同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　３日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(5) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における５日の範囲内の期間

第３５条第１項第１号中「条例第１５条第２項第３号」を「条例第１５条第２項第４号」に改め、同号を同項第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

(1) 会計年度任用職員（６箇月以上の任期が定められている者又は６箇月以上継続勤務している者（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年の勤務日が１２１日以上である者）に限る。第３号及び第４号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（第２２条の２で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲

内の期間

(2) 条例第１５条第２項第２号に掲げる場合　出産予定日６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前から産後８週間を経過するまでの期間

第３５条第２項第３号を削り、第４号中「条例第１５条第２項第２号」を「条例第１５条第２項第３号」に改め、同号を同項第３号とし、第５号中「条例第１５条第２項第４号」を「条例第１５条第２項第５号」に改め、同号を同項第４号とし、第６号中「条例第１５条第２項第５号」を「条例第１５条第２項第６号」に改め、同号を同項第５号とし、第７号中「条例第１５条第２項第６号」を「条例第１５条第２項第７号」に改め、同号を同項第６号とし、第８号を第７号とし、第９号中「要援護者」を「要介護者」に改め、同号を同項第８号とし、第１０号中「条例第１５条第２項第１１号」を「条例第１５条第２項第１２号」に改め、同号を同項第９号とし、第１１号中「条例第１５条第２項第１８号」を「条例第１５条第２項第１９号」に改め、同号を同項第１０号とする。

第３５条第３項中「前項第８号及び第９号」を「第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項第７号及び第８号」に改める。

第３８条中「第３５条第２項第３号」を「第３５条第１項第２号」に改める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（案）

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成１４年久喜宮代衛生組合規則第４号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合） 第６条　条例第８条第１項ただし書の衛生組合規則で定める場合は、前条第１項　に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。 ２　［略］ （時間外勤務代休時間の指定） 第１４条の３　［略］ ２　［略］ (1)　［略］ (2)　久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年衛生組合条例第４号　）第１６条又は第１８条の規定により読み替えられた給与条例第１５条第１項ただし書又は第２項に規定する７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間　当該時間に該当する６０時間超過時間の時間数に１００分の５０を乗じて得た時間数 (3)　［略］ ３～７　［略］	（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合） 第６条　条例第８条第１項ただし書の衛生組合規則で定める場合は、第５条第１項に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。 ２　［略］ （時間外勤務代休時間の指定） 第１４条の３　［略］ ２　［略］ (1)　［略］ (2)　久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年衛生組合条例第４号。以下「育休条例」という。）第１６条又は第１８条の規定により読み替えられた給与条例第１５条第１項ただし書又は第２項に規定する７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間　当該時間に該当する６０時間超過時間の時間数に１００分の５０を乗じて得た時間数 (3)　［略］ ３～７［略］

（特別休暇の単位） 第２２条　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、条例第１５条第２項第２３号で定める特別休暇は、１日又は半日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等（斉一型短時間勤務職員のうち１日の勤務時間が７時間45分であるを除く。）にあっては１日）を単位として取り扱うものとする。 ３　［略］	（特別休暇の単位） 第２２条　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、条例第１５条第２項第２２号で定める特別休暇は、１日又は半日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等（斉一型短時間勤務職員のうち１日の勤務時間が７時間45分であるを除く。）にあっては１日）を単位として取り扱うものとする。 ３　［略］
（不妊治療のための休暇） 第２２条の２　条例第１５条第２項第１号の衛生組合規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。	
（ボランティア休暇） 第２３条　条例第１５条第２項第２０号イの衛生組合規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(9)　［略］	（ボランティア休暇） 第２３条　条例第１５条第２項第１７号イの衛生組合規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(9)　［略］
（病気休暇及び特別休暇の承認） 第２６条　条例第１８条の衛生組合規則で定める特別休暇は、条例第１５条第２項第２号の休暇とする。	（病気休暇及び特別休暇の承認） 第２６条　条例第１８条の衛生組合規則で定める特別休暇は、条例第１５条第２項第１号の休暇とする。
（年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等） 第29条　［略］ 2　条例第１５条第２項第２号に掲げる場合に該当することとなる女性職員は、あらかじめ休暇簿に記入してその旨を任命権者に申し出なければならない。	（年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等） 第29条　［略］ 2　条例第１５条第２項第１号に掲げる場合に該当することとなる女子職員は、あらかじめ休暇簿に記入してその旨を任命権者に申し出なければならない。

（会計年度任用職員の年次有給休暇） 第３４条　［略］ (1)　［略］ (2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から１年６箇月以上継続勤務し、勤務時間が６箇月を超えることとなる日（以下「６月経過日」という。）から起算してそれぞれの１年間の全勤務日の８割以上出勤した場合　それぞれ次の１年間において、１０日に、６月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第２の日数欄に掲げる日数を加算した日数 (3)　［略］ ２～５　［略］	（会計年度任用職員の年次有給休暇） 第３４条　［略］ (1)　［略］ (2) 前項に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から１年６箇月以上継続勤務し、勤務時間が６箇月を超えることとなる日（以下「６月経過日」という。）から起算してそれぞれの１年間の全勤務日の８割以上出勤した場合　それぞれ次の１年間において、１０日に、６月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第２の日数欄に掲げる日数を加算した日数 (3)　［略］ ２～５　［略］
（会計年度任用職員の特別休暇） 第３５条　［略］ (1) 会計年度任用職員（６箇月以上の任期が定められている者又は６箇月以上継続勤務している者（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年の勤務日が１２１日以上である者）に限る。第３号及び第４号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（第２２条の２で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内の期間 (2) 条例第１５条第２項第２号に掲げる場合　出産予定日６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前から産後８週間を経過するまでの期間 (3) 条例第１５条第２項第４号に掲げる場合　５日（週休日及び条例第１０条に規定する祝日法による休日を除く。）の範囲内	（会計年度任用職員の特別休暇） 第３５条　［略］ (1) 条例第１５条第２項第３号に掲げる場合　５日（週休日及び条例第１０条に規定する祝日法による休日を除く。）の範囲内

において必要と認める期間 (4) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号について同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　３日の範囲内においてその都度必要と認める期間 (5) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における５日の範囲内の期間 (6) 条例第１５条第２項第１３号に掲げる場合　条例別表に定める期間 (7) 条例第１５条第２項第１５号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (8) 条例第１５条第２項第１６号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (9) 条例第１５条第２項第１７号に掲げる場合　１週間の範囲内においてその都度必要と認める期間 (10) 条例第１５条第２項第１８号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (11) 条例第１５条第２項第２１号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (12) 条例第１５条第２項第２２号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (13) ［略］	において必要と認める期間 (2) 条例第１５条第２項第１２号に掲げる場合　条例別表に定める期間 (3) 条例第１５条第２項第１４号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (4) 条例第１５条第２項第１５号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (5) 条例第１５条第２項第１６号に掲げる場合　１週間の範囲内においてその都度必要と認める期間 (6) 条例第１５条第２項第１７号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (7) 条例第１５条第２項第２０号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (8) 条例第１５条第２項第２１号に掲げる場合　その都度必要と認める期間 (9) ［略］

２　［略］ (1)　［略］ (2)　［略］ (3)　条例第１５条第２項第３号の場合　妊娠６箇月（１箇月は２８日として計算する。以下この号において同じ。）までは４週間に１回、妊娠７箇月から９箇月までは２週間に１回、妊娠１０箇月から出産までは１週間に１回、産後１年後まではその間に１回（医師等の特別な指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、１回につき１日の範囲内でその都度必要と認める時間 (4)　条例第１５条第２項第５号の場合　正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間 (5)　条例第１５条第２項第６号の場合　７日の範囲内においてその都度必要と認める期間 (6)　条例第１５条第２項第７号の場合　１日２回それぞれ３０分間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない時間） (7)　［略］	２　［略］ (1)　［略］ (2)　［略］ (3)　条例第15条第２項第１号の場合　出産予定日６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後８週間を経過するまでの期間 (4)　条例第１５条第２項第２号の場合　妊娠６箇月（１箇月は２８日として計算する。以下この号において同じ。）までは４週間に１回、妊娠７箇月から９箇月までは２週間に１回、妊娠１０箇月から出産までは１週間に１回、産後１年後まではその間に１回（医師等の特別な指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、１回につき１日の範囲内でその都度必要と認める時間 (5)　条例第１５条第２項第４号の場合　正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間 (6)　条例第１５条第２項第５号の場合　７日の範囲内においてその都度必要と認める期間 (7)　条例第１５条第２項第６号の場合　１日２回それぞれ３０分間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない時間） (8)　［略］

(8) 要介護者(条例第１６条第１項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護その他の別に定める世話を行う会計年度任用職員(１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、かつ、１年間の勤務日が１２１日以上である者であって、６箇月以上継続勤務している者)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合　一の年度において５日(要介護者が２人以上の場合にあっては、１０日)の範囲内の期間	(9) 要援護者(条例第１６条第１項に規定する要援護者をいう。以下同じ。)の介護その他の別に定める世話を行う会計年度任用職員(１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、かつ、１年間の勤務日が１２１日以上である者であって、６箇月以上継続勤務している者)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合　一の年度において５日(要援護者が２人以上の場合にあっては、１０日)の範囲内の期間
(9) 条例第１５条第２項第１２号の場合　３日の範囲内においてその都度必要と認める期間	(10)条例第１５条第２項第１１号の場合　３日の範囲内においてその都度必要と認める期間
(10)条例第１５条第２項第１９号の場合　その都度必要と認める期間	(11)条例第１５条第２項第１８号の場合　その都度必要と認める期間
３　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項第７号及び第８号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、１日又は１時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。	３　前項第８号及び第９号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、１日又は１時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
４・５　［略］	４・５　［略］
(会計年度任用職員の休暇の承認等) 第３８条　会計年度任用職員の特別休暇(第３５条第１項第２号を除く。)の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。	(会計年度任用職員の休暇の承認等) 第３８条　会計年度任用職員の特別休暇(第３５条第２項第３号を除く。)の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事概要

1　工事の目的

久喜市全域のし尿処理集約化に伴い、八甫清掃センターし尿処理施設の処理能力を確保すること及び当該施設を引き続き安定稼働させることを目的とする。

また、本工事では温室効果ガスの排出抑制（CO_2削減）対策も併せて実施し、環境への負荷低減を図るものである。

2　工事名

八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事

3　工事場所

埼玉県久喜市八甫２５２５

4　工　　期

着　工　令和４年４月１日

完　成　令和６年３月３１日

（令和４年度から令和５年度の２カ年工事）

5　処理能力

改良前　１日あたり５３キロリットル

改良後　１日あたり７０キロリットル

6　契約の相手方

東京都豊島区南池袋一丁目１１番２２号

株式会社クリタス

代表取締役　鎌田　裕久

7　主な工事内容

設　　備	内　　容
受入・貯留設備	処理能力変更及び延命化対策
標準脱窒素処理設備	処理能力変更及び延命化対策
高度処理設備	処理能力変更
汚泥処理設備	処理能力変更及び延命化対策
場外搬出設備	焼却処理から資源化処理への切替
脱臭設備	処理能力変更及び延命化対策
配管・ダクト設備	処理能力変更及び延命化対策
電気・計装設備	処理能力変更及び延命化対策
土木・建築設備	延命化対策

8　循環型社会形成推進交付金の交付要件

二酸化炭素の削減率３％以上

写

工事請負契約書

１．工　事　名		八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事
２．工事場所		久喜宮代衛生組合 八甫清掃センター し尿処理施設
３．工　　期		自　令和４年４月１日から 至　令和６年３月３１日まで
４．請負金額		金６７６，５００，０００円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金　６１，５００，０００円
５．契約保証金		請負代金額の１０分の１以上
６．前　払　金		なし
７．部分払の請求回数		１回以内(令和４年度１回以内)
８．支払い条件		請負金額のうち、令和４年度の支払金額は、 金６１，５３４，０００円を限度とし、残金は 令和５年度において支払うものとする。
９．その他特定条件		なし

上記の工事について、発注者　久喜宮代衛生組合と受注者　株式会社クリタスは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、久喜宮代衛生組合建設工事請負契約約款により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

ただし、この契約は久喜宮代衛生組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、同議会の議決を得た後、本契約としての効力を有する。

令和３年１２月１６日

発注者　埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸１２７６番地１
久喜宮代衛生組合
管理者　梅田　修一

受注者　東京都豊島区南池袋一丁目１１番２２号
株式会社クリタス
代表取締役　鎌田　裕久